

高 第 6 9 1 号
令和7年10月31日

県内各介護保険事業者 様

島根県健康福祉部高齢者福祉課長
(公 印 省 略)

島根県新任介護職員定着支援事業補助金について（通知）

島根県新任介護職員定着支援事業補助金交付要綱第7条に規定する「別に定める日」を下記のとおり定めたので通知します。

記

1. 別に定める日 令和7年12月8日（月）

島根県健康福祉部高齢者福祉課
介護人材係 安部
住所：島根県松江市殿町1番地
電 話：0852-22-6696
F A X：0852-22-5238

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 31 日

県内各介護保険事業者 様

島根県健康福祉部高齢者福祉課
(介 護 人 材 係 長)

令和 7 年度島根県新任介護職員定着支援事業補助金について

このことについて、令和 7 年 10 月 31 日付け高第 691 号で交付申請書の提出期限を定めたので、交付申請をする場合は令和 7 年 12 月 8 日（月）までに交付申請書を提出してください。

なお、交付申請にあたっては、島根県新任介護職員定着支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、同運用基準及び下記留意事項等を確認の上申請をしてください。

記

【留意事項】

1. 島根県新任介護職員定着支援事業は、厚生労働省所管「地域医療介護総合確保基金」に定める介護人材確保対策事業として実施します。

本補助金の交付決定を受けたものは、交付要綱第 9 条(5)に規定する書類を 5 年間保存するとともに、国の実施する会計検査等において関係書類の提出をお願いすることがあります。

*「関係書類」とは、法人全体の会計関係諸帳簿（給与の支払い実績が判る通帳を含む）及び雇用契約書等の人事関係書類となります。

2. 補助対象について

- ①対象職員 既に介護保険事業所に勤務している直接処遇職員
(直接処遇に携わらない管理職等は対象外)

*「直接処遇職員」とは、常時施設又は事業所において利用者の身体上の介護をする者としてします。

- ②研修期間 令和 7 年 4 月 1 日以降に開始し、年度内(令和 8 年 3 月 31 日)に修了するもの

- ③対象経費等 ・研修受講経費
・賃金（訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回随時対応型訪問介護・看護サービスを提供する法人及び事業者に限る）

3. 令和 7 年度の募集定員は、予算の範囲で決定することとします。

4. 令和 7 年度事業より交付要綱を改正し、対象経費のうち「賃金」の補助対象について見直しをおこなっております。詳細については、交付要綱第 5 条第 1 項をご確認ください。

見直し前) 介護サービスを提供する法人及び事業者

見直し後) 訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回随時対応型訪問介護・看護サービスを提供する法人及び事業者

※これら以外の介護サービスを提供する法人及び事業者の場合、賃金の補助対象外です。

【島根県 H P アドレス：https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/hojokin/】